Q&A

～奈良市介護福祉士キャリアアップ促進事業～

〈対象について〉

Q1.	対象となる介護職員の定義は何ですか。
A1.	「介護職員」とは主たる業務として直接介護を行う従事者を言い、訪問介護員を含みます。
Q2.	非常勤の介護職員として勤務しているのですが、対象になりますか。
A2.	常勤・非常勤を問わず、対象要件を満たしていれば対象となります。ただし、派遣職員は対象外です。
Q3.	対象にならない職種には何がありますか。
A3.	ケアマネジャー、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、調理員、事務職員、送迎ドライバー、介護助手等が挙げられます。
Q4.	介護職員と対象にならない職種とを兼務している場合、対象にはならないのでしょうか。
A4.	上記の場合、勤務時間の5割を超える時間を介護職員として勤務していれば、対象となります。
Q5.	奈良市民ではないのですが、対象になりますか。
A5.	奈良市外にお住まいの方でも、対象要件を満たしていれば対象となります。
Q6.	介護サービス事業所での研修期間も勤務実績に含めることができますか。
A6.	実習、研修期間も含め、雇用期間は勤務実績に含めることが可能です。
Q7.	勤務開始後、６ヶ月以内に同じ法人の別の事業所に異動になった場合は、対象になりますか。
A7.	原則として、同一の事業所に６ヶ月以上継続して勤務していることを要件としていますが、法人内の市内事業所間の人事異動の場合等は認められる場合がありますので、ご相談ください。
Q8.	合格後に、法人（事業所）からお祝い金を受け取りました。この場合、対象になりますか。
A8.	お祝い金の原資が、国・県・市町村その他の機関から補助を受けたものでない場合は、対象になります。

〈申請について〉	
Q9.	対象となる要件をすべて満たしていれば、必ず給付金を受け取ることができますか。
A9.	先着順で申請を受け付け、かつ対象要件をすべて満たしている場合に、給付金を交付します。予算の範囲を超えた場合は給付金の交付はできませんので、対象要件をすべて満たした方はお早めに申請してください。
Q10.	市町村民税の滞納がない旨を証明した納税証明書（写し）はどこで発行してもらえますか。また、税目や期間の指定はありますか。
A10.	奈良市内にお住まいの方は、奈良市市民税課や各センター、各出張所で発行が可能です。納税証明書には、少なくとも住民税（市県民税）に関する事項があれば結構です。発行可能な直近の一年度分の提出をお願いします。
Q11.	扶養内で市県民税が非課税であり、納税証明書が発行されない場合、どうすればよいですか。
A11.	非課税証明書（写し）の提出をお願いします。
〈その他〉	
Q12.	給付金は課税対象で、確定申告が必要ですか。
A12.	詳細については、お近くの税務署にご相談ください。なお、本市では、支給の際に、所得税の源泉徴収を行いません。